

児童虐待防止対策に関する副大臣等会議 議事概要

日 時：平成26年11月13日（木）8：20～9：00

場 所：官邸3階南会議室

出席者：世耕内閣官房副長官、赤澤内閣府副大臣、二之湯総務副大臣、葉梨法務副大臣、丹羽文部科学副大臣、山本厚生労働副大臣、金高警察庁次長

○世耕内閣官房副長官より挨拶

- ・ このほど「居住実態が把握できない児童」、いわゆる居所不明児童に関する調査結果がまとまった。居所不明児童については、この会議の対応方針として、「政府一体で全力で把握に努めること」とし、関係省庁や全国の自治体等においてご協力いただき、まさに全力で対応していただいた。
- ・ その結果、本年5月1日時点で居住実態が把握できていなかった児童2,908人のうち、10月20日時点で2,767人の居住実態を把握した。未だ居住実態が把握できない児童141人についても、引き続き全力を挙げて把握に努めていただきたい。
- ・ この会議を契機として居所不明児童の把握が全国的に進んだことを踏まえ、今後の対応方策についてもご議論いただき、会議として打ち出すとともに、実行していきたいと考えているので、引き続きご協力をお願いしたい。
- ・ このほか、社会保障審議会の「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」における児童虐待防止対策の検討状況についても山本厚生労働副大臣より御説明いただく。
- ・ 今月は児童虐待防止推進月間である。児童虐待が深刻さを増す中、この副大臣等会議の使命は非常に重いものがある。是非皆様の忌憚のない御意見を頂戴し、とりまとめに活かしていきたいと考えている。

○山本厚生労働副大臣より（1）「居住実態が把握できない児童」に関する調査の結果及び対策について説明

- ・ 厚生労働省では、乳幼児健康診査を受診しないなど、行政と接点がなく、その居住実態が把握できない児童については、市町村の母子保健や児童福祉部門、教育委員会、警察等の関係機関が連携して把握に努めるようこれまで要請してきたところ。
- ・ この居住実態が把握できない児童に関する市町村の取組については、一旦、本年5月1日時点での状況を調査することとした。
- ・ しかし、8月29日に開催された第一回の本会議において、政府一体となって全力で把握に努めるとの取組方針が示されたことを踏まえ、5月2日

以降の市町村の取組状況についても把握することとし、今般取りまとめを行ったところ。

(資料1)

- ・ 今回の「居住実態が把握できない児童」に関する調査については、本年5月1日時点で、住民票はあるものの、乳幼児健康診査を未受診等、当該家庭と連絡が取れず、市町村が居住実態の確認が必要と判断した家庭の児童を対象としており、その人数は全国で2,908人となっていた。
- ・ その後、市町村において、関係部署との情報共有など実態把握のための調査を実施し、5月2日から9月1日までに、2,684人の児童の居住実態が確認され、9月1日時点で居住実態が把握できない児童は224人となっている。
- ・ さらに、この224人について、9月1日以降の状況を市町村に対して個別に聞き取り等を行ったところ、10月20日までに83人の児童について居住実態が確認できているとの回答を得た。この結果、10月20日時点で居住実態が把握できない児童は141人となっている状況。
- ・ また、9月1日までに居住実態が把握できた児童の状況を見ると、同一市町村内の関係部署や関係機関等との情報共有により確認できた児童が1,211人と最も多く、やはりまずは同一市町村内での情報共有を徹底することが重要であると言える。
- ・ また、海外の出入国に関する情報については、東京入国管理局で管理されているので、住民票を残したまま出国したと思われる児童については東京入国管理局に出国記録の照会をすることで把握することができる。この方法により出国確認ができた児童が1,151人(42.9%)となっており、海外へ出国しているために居住実態が把握できなくなっている児童が多いことがわかる。
- ・ なお、調査結果の概要については、参考資料3として配付している。

(資料2)

- ・ ここでは、先ほどご説明した141人を含む、居住実態が把握できない児童に対する今後の対応方策を示している。
- ・ 居住実態が把握できない児童のうち、右の矢印部分だが、まず、出国を確認することでかなりの数の児童の実態が判明することが今回の調査でわかった。この東京入国管理局への照会で出国が確認できない児童は、左の矢印部分だが、
○国内に居住している可能性が高い児童

○海外に出国している可能性があるが、東京入国管理局への照会で出国確認ができなかった児童

の2つに分類することができる。

- ・ 次に、※1だが、国内に居住している可能性が高い児童については、住民票の転出入の手続きを行っていない家庭の児童がほとんどであると考えられ、中には、配偶者からの暴力等から避難している者等も含まれると考えられる。
- ・ また、※2だが、親族からの聞き取り調査等により、海外に出国している可能性があるにもかかわらず把握が困難な理由としては、先ほどご説明した東京入国管理局への照会にあたり、市町村では基本的に住民基本台帳に登録された名前で照会をかけますが、当該児童が二重国籍を有する可能性があり、住民基本台帳に登録されていない外国名のパスポートを使用して出国している場合は、出国記録の確認が困難で、把握できないとの回答が多くみられた。
- ・ これらの児童の居住実態を把握する取組としては、資料中央の枠で囲まれた「自治体による居住実態の把握に向けた継続的な取組」に示したとおり、まず、住民票のある市町村で、母子保健、福祉、教育部門等の関係部局は、医療機関、教育機関、警察等の関係機関等の協力を得ながら継続的に調査を実施し、海外への出国につながる情報や、国内での居住地に関する情報等の入手に努める。

(資料2の別紙)

- ・ さらに今般新たに整理した、「市町村間の情報共有の取組」についてだが、居住実態が把握できない児童については、先ほどご説明したとおり、海外に出国している場合を除き、住民票の転出入の手続きをしないまま別の市町村に居所を移している可能性が高いと考えられる。
- ・ この図では右側の居所市町村Bにおいて、居所不明児童が実際に居所を有することになる。当該児童は、B市町村において、住民票を持たないまま母子保健や児童福祉等のサービスを受けていたり、学校に通っていることなどが考えられるので、B市町村で、その居住実態を把握した場合には、図の左側にあたる住民票が残されている市町村Aと保健福祉部門同士や住民基本台帳部門間を通じて情報共有を確実に行うことで、居住実態を把握することが可能になると考えられる。
- ・ ただし、DVによる避難やその後の支援を実施する観点等から、本人が同意しないことに合理的な理由があると認められる場合は、本人の意向を尊重することとしている。

(資料2)

- ・ 最後に、こうした取組を実施したにもかかわらず居住実態が把握できない児童のうち、虐待リスクが「ない」又は「不明」の児童については、引き続き自治体において児童の所在確認に努めるとともに、虐待リスクが把握されている児童については、警察に相談し、連携して把握に努めることが必要と考えられる。
- ・ 以上、簡単ではあるが、居住実態が把握できない児童に関する調査結果、及び調査結果を踏まえた今後の対応方策について、説明させていただいた。
- ・ 今回の調査においては、居住実態が把握できないからといって、その全ての児童に虐待の恐れがあるということではなかったとしても、関係者が連携し、児童の安全確認に努めることは必要な取組である。今説明した取組を整理するに当たっても関係府省庁の継続的なご協力をいただいた。引き続き、関係府省庁と連携して取り組んでいきたいと考えているので、是非ともよろしく願いしたい。

○意見交換

(丹羽文部科学副大臣)

- ・ 今回、文部科学省においても対応にあたったが、その中で相当マンパワーを使っただけの調査がメインだったと思っている。調査するにあたって、自治体間の情報共有において、DVや個人情報保護の関係にあたるケースが多く、苦労したことについて改めて申し上げたい。

(赤澤内閣府副大臣)

- ・ 資料2の別紙に、「③ 福祉部門等と住民基本台帳担当部門等の情報共有については、DVによる避難やその後の支援を実施する観点等から、本人が同意しないことに合理的な理由があると認められる場合は、本人の意向を尊重」とあるが、「本人の意向を尊重」の趣旨とは何か。

(山本厚生労働副大臣)

- ・ DV被害を受けている方が、住民票を移さないで移動するケースがある。住民票を移しても住所を知られないようにするというブロック措置はとっているのだが、それでも信用できなくて移していないケースがある。また、裁判等で新しい住所が知られたくないからということであえて移していないというケースがある。そういう場合は、無理に住民票を移すように促さ

ないようにしていただきたいという趣旨である。

- ・ DV等の事情がある場合には、各自治体間で情報が漏れないように自治体の体制を整えていただきたい。前回、横浜市からも意見があったが、自治体間で情報が漏れないことが大前提であり、情報共有している間に情報が漏れるということがないように是非ともお願いしたい。

(二之湯総務副大臣)

- ・ 各自治体を所管する総務省としても、そういうことについては万全を期したい。

(世耕内閣官房副長官)

- ・ 関係機関が懸命に取り組んだ結果、かなりセンセーショナルに採り上げられた2,908人という人数からは大幅に減少したが、今なお141人の児童の居住実態が把握できていない。このため、引き続き我々の対応方針である、「政府一体で全力で把握に努める」という方針の下、さらに、一層きめ細やかに対応をしていきたい。きっちりすれば、この141人についても把握を進めることができると思う。
- ・ 今、山本厚生労働副大臣からご説明いただいた対応方策に基づいて、積極的に取り組んでいきたい、これをこの会議の確認事項としたいが、よろしいか。

(異議なし・各構成員了承)

○山本厚生労働副大臣より(2) 社会保障審議会児童部会児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会での検討状況について説明

(資料1ページ目)

- ・ 9月19日に第一回委員会を開催し、第一回副大臣等会議で厚生労働省として示した「当面の課題・施策の方向について」の5つの項目、
 - 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について
 - 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について
 - 要保護児童対策地域協議会の機能強化
 - 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制強化
 - 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施

ごとに、ご議論いただいたところ。

- ・ また、10月31日には、前回、本会議に参考人としてご出席頂いた黒澤孝氏、後藤啓二氏、増沢高氏と公益社団法人日本看護協会常任理事の中板育美氏に参考人としてお越しいただき、ご意見をいただいた。

(資料2 ページ目)

- ・ これまでの専門委員会における主な議論等についてご紹介する。
- ・ まず1つ目の項目である「妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について」では、
 - 重篤な児童虐待事例の中には、行政との接点を持たない場合があること、また、心中を除いた死亡事例の4割が0歳児といったことを踏まえ、妊娠から出産、子育てに至るまでの行政との関わりを増やしたり、相談しやすい体制を整備することが必要とのご意見をいただいている。
 - また、効果的な支援を行うためには、支援する側が各家庭の状況と実際に行われている支援内容を即時に把握することが重要であり、そのための仕組みが必要。
 - 確実な通告が行われるためには、職員等に委ねるのではなく、学校、児童福祉施設、病院等児童の福祉に業務上関係のある団体は早期発見に努めるとされていることを踏まえ、「組織」として 取り組むことの重要性を周知徹底することが必要といった観点からのご意見をいただいております。

(資料4 ページ目)

- ・ 2つ目の項目である「初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について」では、
 - 見落としや出遅れによる重篤な虐待事例を防ぐためには、初期対応を確実に実施することを念頭においたアセスメントの手法を関係機関で共有しながら連携することが必要
 - 虐待相談対応件数が増加している中で、行政機関や関係機関が各ケースに効果的な支援ができるよう、役割分担の明確化等の工夫が必要といった観点からのご意見をいただいている。

(資料5 ページ目)

- ・ 3つ目の項目である「要保護児童対策地域協議会の機能強化」においては、
 - 登録ケースの増加により、関係機関間での十分な情報共有が困難な状況を改善し、各機関が本来の役割分担による支援を、迅速かつ確実に実施

するための工夫が必要

- 対応すべき登録ケースの増加により、丁寧な対応が行いにくいことを踏まえ、調整機関の専門性を強化しつつ、支援の方向性や主たる支援機関の分担を明確にすることが必要
といった観点からのご意見をいただいている。

(資料6 ページ目)

- ・ 4つ目の項目である「児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制強化」においては、
 - 虐待相談件数の増加により、児童相談所が初期対応に追われていることを踏まえ、児童相談所がより専門的な支援を確実に行えるようにするための役割分担の明確化や人員体制の検討が必要
という観点からご意見をいただいている。
- ・ 最後に5つ目の項目である「緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施」においては、
 - 臨検・捜索の実施件数が少ない理由の実態を正確に把握することが必要。
 - 臨検・捜索の制度が、子どもの安全確認、安全確保の最終手段であることを踏まえれば、必要な場合には、迅速に執行することが課題であり、そのための工夫や検討をする必要。
といった観点からのご意見をいただいている。

(資料8 ページから10 ページ目)

- ・ また、参考人の方々からもご意見をいただいている。
- ・ これらの議論、提案等を踏まえ、専門委員会として虐待防止について実効的な対応策を取りまとめることとしている。

○質疑・意見交換

(世耕官房副長官)

- ・ 専門委員会はあと何回開催するのか。

(山本厚生労働副大臣)

- ・ 年内にとりまとめを予定しており、あと2回開催を考えている。

(丹羽文部科学副大臣)

- ・ 文部科学省としては、学校における健康診断、歯の検診などを利用しながら、児童虐待のケースがあるかないかということ、これまでもやってきたが、しっかり教育委員会などに対応を促していきたい。

(二之湯総務副大臣)

- ・ 居住実態が明らかになった子どもたちの虐待のリスクの把握はできているのか。

(山本厚生労働副大臣)

- ・ 10月20日時点で居住実態を把握した2,767人のうち93名が虐待のリスクがあると判明した。また、居住実態が把握できない児童141名中では4名が虐待リスクがあると分かっている。

○世耕副長官より挨拶

- ・ 居所不明児童の把握を進めるためには引き続き連携・協力が必要なので、よろしく願いしたい。
- ・ また、児童虐待防止対策本体についても、厚生労働省専門委員会の報告をいただいたが、専門委員会とこの副大臣等会議で並行して進めていって、年内に必要な対策、特に人員をどうするか、あるいは法的措置は何か必要なのかどうかということを含め、年内のとりまとめをしていきたいと思う。各省庁でも検討を加速化していただくようお願いする。

以上